

●香川県告示第165号

平成12年香川県告示第158号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部を次のように改正し、平成30年6月15日から施行する。

平成30年6月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）<u>第3条第1項第6号</u>の知事が別に定める施設を次のとおり定め、平成12年4月1日から施行する。</p> <table border="1" data-bbox="181 576 1066 927"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育施設 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三木町ビーアンドジー海洋センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>善通寺市営野球場 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	所在地	体育施設 略		三木町ビーアンドジー海洋センター	略	善通寺市営野球場 略	略	<p>香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）<u>第4条第1項第6号</u>の知事が別に定める施設を次のとおり定め、平成12年4月1日から施行する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 580 2051 932"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育施設 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三木町ビーアンドジー海洋センター</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>丸亀市城内グラウンド</u></td> <td><u>丸亀市一番丁</u></td> </tr> <tr> <td>善通寺市営野球場 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	所在地	体育施設 略		三木町ビーアンドジー海洋センター	略	<u>丸亀市城内グラウンド</u>	<u>丸亀市一番丁</u>	善通寺市営野球場 略	略
施設の名称	所在地																		
体育施設 略																			
三木町ビーアンドジー海洋センター	略																		
善通寺市営野球場 略	略																		
施設の名称	所在地																		
体育施設 略																			
三木町ビーアンドジー海洋センター	略																		
<u>丸亀市城内グラウンド</u>	<u>丸亀市一番丁</u>																		
善通寺市営野球場 略	略																		